

◎新潟県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年1月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市本屋敷字出口丁96の1、丁98の1、丁100、丁118の1、丁119、丁124の1から丁124の3まで、丁125の1、字下ノ沢丁258の1、丁259の1、丁259の2、丁260の1、丁261の1、丁262の1、丁264の1、丁265の1、丁266の1、丁266の2から丁266の4まで、丁267の1、丁267の2、丁284の3、丁288の1、丁291、丁304、丁311、丁312、丁318、丁319、字万田倉丁268の54、丁273の5、丁275の1、丁276、丁281の1、丁321の1、字鍵釣し丁305の1、丁307の1、丁308の1、丁308の2、丁310、丁320の1、字山ノ根丁696、丁697、丁704、丁704の1、丁705、丁707の1、丁709の2、丁711から丁713まで、丁715、丁717、丁722、丁723の2、丁723の4、丁726の1、丁728の1、丁728の2、丁731、丁1227の1、字下村丁700の1、丁700の3、丁700の5、丁701の1、丁701の2、丁701の4、丁702、丁703、丁706の1、新屋敷字山ノ下丙433、丙434、字宮ノ下モ丙718の1から丙718の3まで、丙719、丙721の2、丙722、丙724から丙727まで、字宮ノ浦丙728、丙729、字宮ノ上丙731、丙732、丙734の1、丙735の1、丙737の1、丙737の2、丙740、丙741、丙743、丙747

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）